

岩手県告示第192号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち県土整備部に係るもの（平成21年岩手県告示第334号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
建設技術 振興課	経営支援センター事業費補助、 <u>建設業経営力強化支援事業費補助及びけんせつ小町活躍支援事業費補助</u>	建設技術 振興課	経営支援センター事業費補助 <u>及び</u> 建設業経営力強化支援事業費補助
[略]		[略]	
建築住宅 課	住みたい岩手の家づくり促進事業費補助、 <u>若者向け空き家住宅取得支援事業費補助</u> 、 <u>がけ地近接危険住宅移転事業費補助</u> 、災害復興住宅融資利子補給補助、生活再建住宅支援事業費補助及び高齢者向け優良賃貸住宅等供給促進事業費補助	建築住宅 課	住みたい岩手の家づくり促進事業費補助、 <u>若者・移住者</u> 空き家住まい支援事業費補助、 <u>がけ地近接危険住宅移転事業費補助</u> 、災害復興住宅融資利子補給補助、生活再建住宅支援事業費補助、 <u>住まいの省エネ改修推進事業費補助</u> 及び高齢者向け優良賃貸住宅等供給促進事業費補助
備考 改正部分は、下線の部分である。			